



区報 ふみきょう

文の京こども月間特集号

令和6年(2024) 8/20
発行/文京区
編集/子ども家庭部子育て支援課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
代表 ☎03-3812-7111
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

9月から11月は

区では「こどもの権利」についてみなさまの理解を深めていただくため、毎年9月から11月を「文の京こども月間」とし、啓発イベント等を実施します。「こどもの権利」については、裏面をご覧ください。



です!

10月は里親月間、
11月は児童虐待防止月間です。

「文の京こども月間」イベント 第1弾!

9/1
(日)

文京区 子育てフェスティバル 2024

入場
無料

詳細な情報や
去年の様子は
区HPをご覧ください!



日時	9月1日(日) 9:30~16:00
会場	文京シビックセンター 地下2階・地下1階・1階・4階・5階 (文京区春日一丁目16番21号)

地下2階 区民ひろば



ひとみ姫とシエナ☆フルーツ音楽隊の
めっちゃ楽しい音楽パーティー!!
①10:00~10:45 ②13:00~13:45
③15:15~16:00



渋谷画劇団紙芝居 SHOW!
~フラワー博士とめぐる文京区のおまつり~
①11:45~12:15 ②14:15~14:45

4階 会議室B

こどもの権利に関するパネル展示
アンケートにお答えいただいた方には、景品もご用意しています!!

地下1階 イベントコーナー

児童館ミニプログラム&手形ねんど&工作

★ミニプログラム「ふれあい遊び・大型絵本」など
~児童館職員と竹早教員保育士養成所による~
①10:00 ②11:00 ③12:00 ④13:00
⑤14:00 ⑥15:00 ⑦15:45 (各15分)

★工作「パンダのぼうし」をつくって写真を撮ろう!
成長の記念に手形ねんどもどうぞ!

工作は随時受付(最終受付 15:30) ミニプログラム実施中を除く

「図書館おはなし会」

図書館員による大型絵本や紙しばいなどの読み聞かせ!
①9:45 ②12:30 ③14:50 (各30分)

1・4階 展示コーナー

1階 ギャラリーシビック



私立保育園が作成したポスター展示/私立保育園による知育・制作ブース(各園で行われている活動を体験できます)



1階 アートサロン

幼稚園・子育てひろば・子育て支援機関のご紹介
子育て支援サービスのご案内/ポスター展示



4階 シルバーホール

魔法の板「KAPLA®」の造形ワークショップ
区立保育園による展示及びパネルシアターや
エプロンシアター等・看護師会と栄養士会による
展示等

子育てフェスティバル 2024 に関するお問い合わせ:子育て支援課子育て支援係 ☎03-5803-1353

「文の京こども月間」では、今後も様々なイベントを予定しています!!

10月

- 6日 養育家庭体験発表会 (里親月間対象イベント)
- 12日 子ども服無料頒布会

11月

- 1~29 ヤングケアラーブックフェスタ (区立小中学校の図書室等)
- 10日 文の京こどもまつり
- 27・28 児童虐待防止推進・里親企画展

図書館イベント

「文の京こども月間」期間中、区内図書館にてこどもの権利に関する図書の特集展示やイベントを実施します。

※ 関連イベントの詳細は、区報ふみきょうや区ホームページでご確認をお願いします。
※ 関連イベントの内容、日時等は、今後変更になる可能性があります。

し まも 知ろう! 守ろう! こどもの **けんり** 権利

「こどもの権利」は、全てのこどもたちが生まれたときから持っているもので、こどもたちが健やかに、自分らしく育つために必要なものです。こどもの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」で国際的に守るべきものとして定められています。

「子どもの権利条約」とは・・・?

「子どもの権利条約」は1989年11月20日に国連総会で採択され、現在では、世界196の国と地域が締結しており、日本は1994年に批准しました。

今年は、条約採択の35周年、日本批准の30周年の年となります。

条約では、18歳未満のこどもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間として人権(権利)を認めるとともに、成長の過程で保護や配慮が必要なこどもならではの権利を定めています。

この条約には、4つの大切な考え方があります。

「子どもの権利条約」の4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。



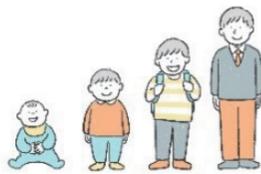
こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



こどもの意見の尊重 (こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



文京区では、こどもの権利に関する条例の検討を行っています。

文京区は、「子どもの権利条約」の考え方に基づき、「(仮称)こどもの権利に関する条例」を令和8年4月に制定する予定です。条例は、区民の皆様のご意見を聴きながら検討していきます。

今後の予定は次のとおりです。

- ✓ 9月:「(仮称)こどもの権利に関する条例」の基本的な考え方(骨子)の公表
- ✓ 10~11月:WEBアンケート調査の実施

「こどもの権利」に関する情報は、区HPでも紹介しています!



お問い合わせ:子育て支援課子ども施策推進担当 ☎ 03-5803-1256

ひとりで悩まないで相談してみませんか? お子さん自身からの相談も受け付けています。

相談窓口	対象	相談内容	受付時間
予約制 子どもの最善の利益を守る 法律専門相談	区内在住の18歳未満の方と その養育者	法律的(離婚、養育費等)な相談 ※弁護士による対面相談	【相談日時】 第2・第4火曜 (1)午前10時 (2)午前11時 第3木曜 (1)午後6時 (2)午後7時 ※各回 一人30分 【予約受付時間】 月~金曜 午前9時~午後5時 ※休日年末年始を除く ☎ 03-5803-1894 にて予約受付 ※前月20日より受付 先着順
子ども応援サポート室	区内在住の18歳未満の方と 保護者等	子育て世帯の経済的な困りごとや 生活上の様々な悩み	【相談日時】 (窓口相談・電話相談) 月~金曜 午前9時~午後5時 ※休日年末年始を除く ☎ 03-5803-1900 ※時間外は留守電対応 (メール相談) 区ホームページ相談専用のメールフォームからも受付可